

令和6年度 集団指導

〔全サービス共通〕

ケアプラン点検について

日向市 健康長寿部

高齢者あんしん課 介護認定係

根拠

介護保険法第115条の45第3項第1号(地域支援事業)

第3項

市町村は、介護予防・日常生活支援総合事業及び前項各号に掲げる事業のほか、厚生労働省令で定めるところにより、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うことができる。

第1号

介護給付等に要する費用の適正化のための事業

第9期 日向市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

基本目標4

持続可能な介護保険制度の円滑な運営

(1)

介護給付の適正化計画

【具体的な取組】

- 自立支援型地域ケア会議を活用し、総合事業のケアプランの質の向上を図ることができるように支援を行います。
- 「宮崎県ケアプラン適正化支援マニュアル」をもとにケアプラン点検を行い、介護支援専門員の資質向上のための支援を行います。
- 「多職種との連携・協働(事例検討会の開催)」によって困難な実態の解決を図ることで、ケアマネジメントの質の向上を図ることができるように支援を行います。
- 一般社団法人 宮崎県介護支援専門員協会 日向支部と協議を行いながら、ケアマネジメントの質の向上に関する研修会や事例検討会を開催します。
- 自立支援型地域ケア会議を活用し、総合事業のケアプランの質の向上を図ることができるように支援を行います。
- 「宮崎県ケアプラン適正化支援マニュアル」をもとにケアプラン点検を行い、介護支援専門員の資質向上のための支援を行います。
- 「多職種との連携・協働(事例検討会の開催)」によって困難な実態の解決を図ることで、ケアマネジメントの質の向上を図ることができるように支援を行います。
- 一般社団法人 宮崎県介護支援専門員協会 日向支部と協議を行いながら、ケアマネジメントの質の向上に関する研修会や事例検討会を開催します。

定 義

平成20年厚生労働省告示第31号

(介護保険法施行令附則第8条第1項の規定に基づく厚生労働大臣が定める主要介護給付等費用適正化事業)

2 介護支援専門員(法第7条第5項に規定する介護支援専門員をいう)が作成した介護保険法第8条第24項に規定する居宅サービス計画又は法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画(以下「居宅サービス計画等」という。)の内容について、市町村職員等が、当該介護支援専門員に係る事業者への訪問による調査、当該事業者から提出された居宅サービス計画等の確認その他の方法により点検し、および当該事業者その他必要な者に必要な指導を行い、介護給付等に要する費用の適正化を図る事業

<p>1. ケアプラン点検とは？</p>	<p>●介護給付適正化主要事業の一つです。</p>
<p>2. ケアプラン点検の目的</p>	<p>●ケアプラン点検は、ケアプランがケアマネジメントのプロセスを踏まえ、「自立支援」に資する適切なケアプランとなっているかを、基本となる事項について介護支援専門員とともに検証確認しながら、介護支援専門員の「気づき」を促すとともに「自立支援に資するケアマネジメント」とは何かを追求し、その普遍化を図り健全なる給付の実施を支援するためのものです。</p> <p>●また、ケアプラン点検を保険者と介護支援専門員が協働で行うことにより、介護支援専門員だけではなく、保険者にも気づきが促され、地域包括ケアシステムの構築につながっていくことも期待されます。</p> <p>【出典：ケアプラン点検支援マニュアル(厚生労働省)】</p>
<p>3. なぜ、ケアプラン点検を行うのか？</p>	<p>●「自立支援」に資する適切なケアプランの作成のために、第三者の目でケアプランを確認することにより、介護支援専門員個人の視点を補い、支援することが必要であるためです。</p> <p>●介護が必要になった人が、可能な範囲で自分らしい生活、その人が望む生活ができるような、自立支援に資するケアマネジメントを推進していくためには、ケアプラン点検を通じて、ケアプランの内容が適切かチェックし、ケアプランの適正化を図るとともに、介護支援専門員が自身に課題や良さに気づき、資質向上に取り組めるように支援することが求められます。</p> <p>【出典：「介護保険 ケアプラン点検支援マニュアル活用の手引き」、ケアプラン点検支援マニュアル活用の手引編集委員会】</p>

<p>4. 運営指導とのちがい</p>	<p>●ケアプラン点検の対象事業所やケアプランの選定等は、事業所の規模や給付実績の推移等を踏まえ、保険者の判断で決めることができます。また、ケアプラン点検の重要な側面は、紙面のチェックだけではなく、利用者の状況、サービス水準等によるケアプランへの影響、介護支援専門員の力量を保険者として読み取り、ケアマネジメントとサービスの向上につながるよう、自治体で行う研修や事業に生かすことです。</p> <p>●これに対して運営指導は、介護保険法第23条(市町村)第24条(国・都道府県)を根拠に運営上の指導、不適切な請求の防止とより良いケアへの質の向上を図る観点から、事業者等の取組みに対して実地での援助的指導を行うものです。</p> <p>●なお、地域支援事業の中の任意事業として給付適正化事業があり、その1つの手法がケアプラン点検であり、これを活用することもできます。</p> <p>【出典:介護保険法第23条、第24条、第115条の45第3項第1項】</p>
<p>5. ケアプランの点検を保険者が行う意義</p>	<p>(1)健全で持続可能な介護保険制度の運営を行う上で、インフォーマルサポートも含め、地域の社会資源との過不足状況との調整ができているかを確認でき、結果的に適切な給付につながるというメリットがあります。</p> <p>(2)保険者がケアプラン点検(確認)を行うことにより、地域課題を知ることができ、政策形成へと発展させることにつながるメリットもあります。</p> <p>(3)保険者職員が、介護保険の現場を知る機会となります。</p>
<p>6. 日向市のケアプラン点検の目標</p>	<p>本市では、次の3点を目標にケアプラン点検を行います。</p> <p>①高齢者の自立を促すケアプランとなっているかを介護支援専門員と共に確認すること</p> <p>②介護支援専門員と共に保険者としてレベルアップすること</p> <p>③介護支援専門員の抱える悩み、日々の業務の実態を知り、解決に向かうよう支援すること</p>